

# 道路出願工事における注意事項

## 【注意】

以下の基準を満たさない場合や、資料が提出されなかった場合は、追加資料の提出や、掘削等により資料写真の撮影を指示いたしますので、必ず遵守し、工程の撮影・提出を徹底してください。

### <基準について>

- ・歩道縁石の切り下げについては、必ず標準工法に従ってください。基準以上の低下縁石幅の申請や、切り下げ部分を広げる・繋げることは原則許可していません。
- ・路盤構成については、道路の等級、車道・歩道部分により異なります。事前に確認してください。

### <材料について>

- ・路盤や縁石については、必ず新しいもの(再生骨材可)を使用してください。

### <工法について>

- ・掘削後と、各層を敷き均した後は必ず転圧作業を行ってください。
- ・舗装の際は乳剤を散布してください。
- ・同じ層であっても層厚が 30 cmを超える場合は途中で転圧が必要です。該当する場合は必ず転圧してください。

### <必要な写真について> ※必ず提出してください

- 着手届提出時
  - ・施工前の全景
- 報告時
  - ・施工後の全景
  - ・掘削後の深さを測っている写真
  - ・掘削後の路床を転圧していることが確認できる写真
  - ・各層の厚さが分かる写真(それぞれ測っている写真)
  - ・各層を転圧していることが確認できる写真
  - ・乳剤を散布している写真
  - ・舗装の厚さが確認できる写真(舗装前の写真)
  - ・1つの層が 30 cmを超える場合は、途中で転圧している写真